

地方創生の推進に向けて

- I 地方創生の推進を支える地方税財政基盤の充実・強化
 - 1 地方一般財源総額の確保
 - 2 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
- II 思い切った施策の展開と必要な財源の確保等
 - 1 地方創生・人口減少対策のための財源確保
 - 2 人口減少対策等に資する新たな税制措置
 - 3 ふるさと納税の拡充
 - 4 地域再生を総合的に支援する地方債の創設

平成26年10月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井 隆一

I 地方創生の推進を支える地方税財政基盤の充実・強化

1 地方一般財源総額の確保

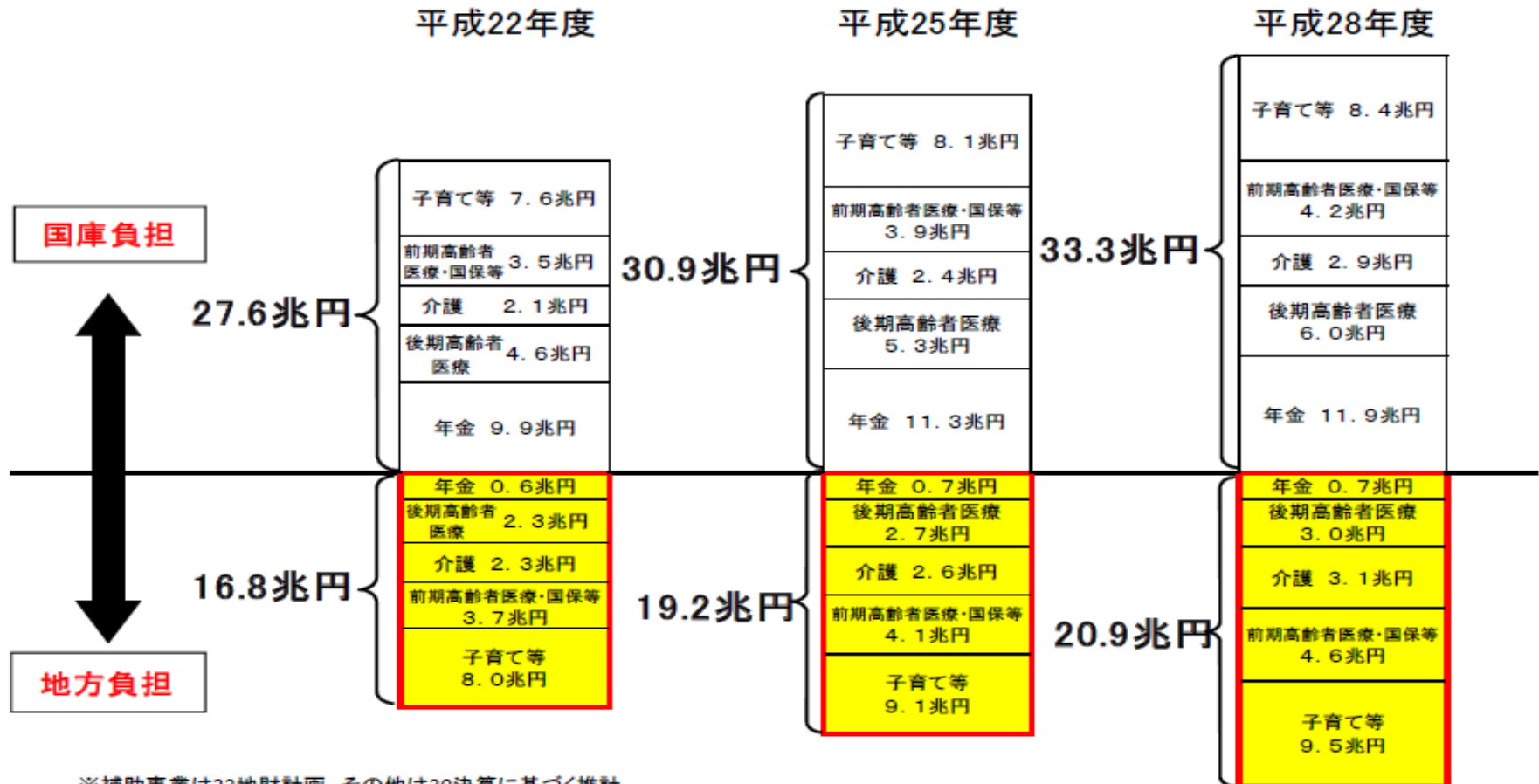
社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方団体が地域の実情に沿った地域経済活性化・雇用対策や人口減少・少子化対策などを講ずることができるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保が必要です。

2 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことなどにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要です。

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)

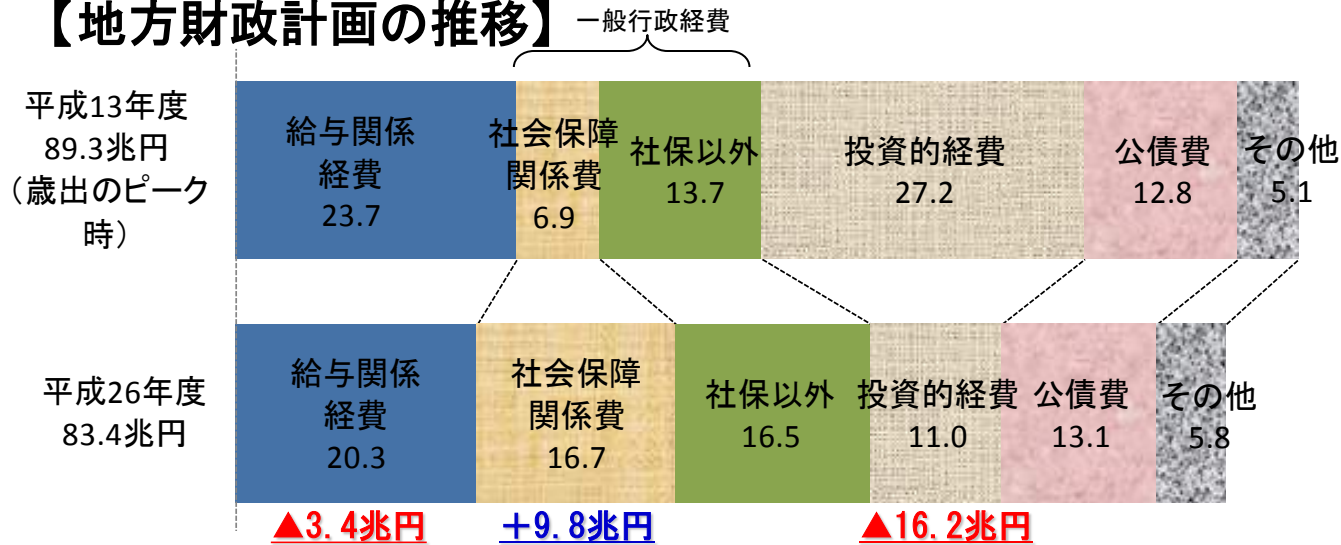
○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



(参考2) 地方財政計画 (H13~H26) ・ 地方財政決算 (H13~H24) の推移

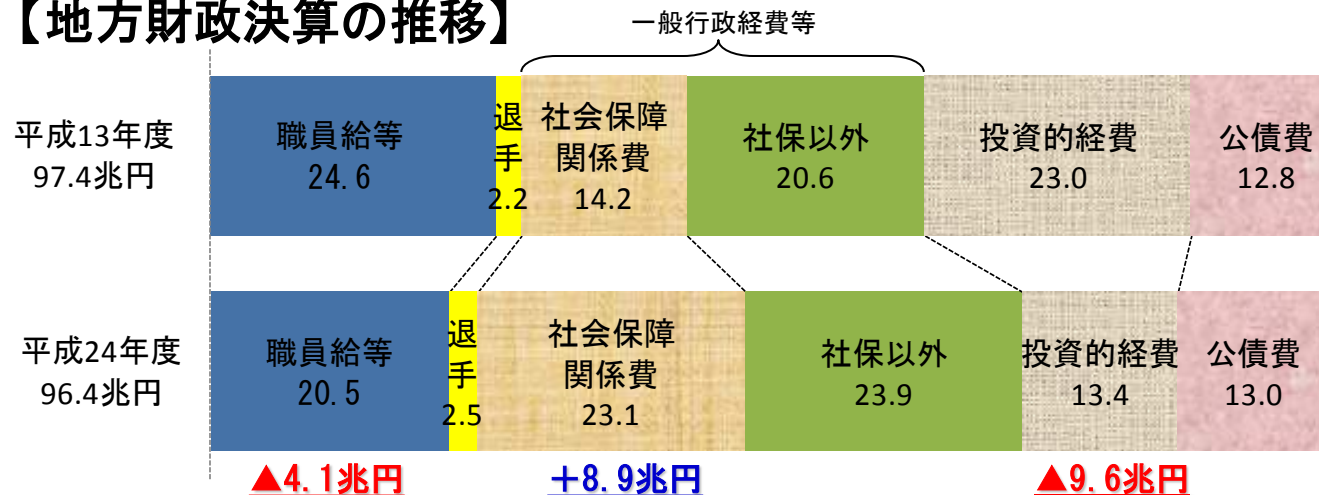
社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】



(注) 内訳が公表されていない一般行政経費 (単独分) に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費 (単独分) 相当分 (乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み) を含む。

(参考3) 地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動

富山県試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p><u>2,100億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p>1兆3,100億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策特例加算及び臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,300億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = <u>7,800億円</u></p> <p>※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債等が減少</p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>900億円</u></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>7,800億円</u></p>
(A) - (B) = 1,200億円		(A') - (B') = 0	

注：社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

【H25.9.17 全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書より】

(参考4) 平成26年度与党税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正）

【消費税率8%段階】

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（5,800億円）
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小（6,200億円）し、法人事業税に還元

【消費税率10%段階】

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(参考5) 消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり都道府県税収等の変動

富山県試算

	H24決算 (都道府県)		消費税・地方消費 税率8%段階		法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正)		地方法人特別税・ 譲与税の見直し (H26税制改正)
最大(東京都)	167,906 円/人	⇒	175,994 円/人	⇒	167,624 円/人	⇒	172,951 円/人
最小(沖縄県)	69,971 円/人		69,971 円/人		70,660 円/人		70,269 円/人
最大/最小	2.40 倍		2.52 倍		2.37 倍		2.46 倍

Ⅱ 思い切った施策の展開と必要な財源の確保等

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

(1) まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）の創設等

- 少子化や人口減少については、要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。
- 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を大胆な規模で創設し、その用途については、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化など幅広いソフト事業等に活用できるような制度とすべきです。
- 人口減少対策は、短期的・中長期的な観点から総合的な取組みが必要であり、国の支援措置も単年度ではなく継続的に講ずるべきです。

(2) 「地方創生・人口減少対策費（仮称）」の創設

- 地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すべきです。

項目	内容
① 地方への新しいひとの流れをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○地方への移住促進施策 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の就業や起業に係る費用を補助(対象者、補助額等により所要額は変動) ・都市から地方への人財の流動化を図るため、移住促進策を一元的に発信する仕組みの構築や移住コーディネーターの配置などマッチング機能を強化 ○Uターン就職者の奨学金返還免除、貸与特別枠の設定(日本学生支援機構を含む) ○地方大学等が行う人づくりプログラム、魅力向上施策等への支援、地方大学等の基盤的経費支援や教員配置・入学定員の拡充、首都圏等大学の地方移転への支援など
② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ○農業や漁業、林業の成長産業化推進、新規就職者支援や人材確保等 ○介護人材育成のための雇用支援や資格取得講座を開設、介護人材育成やワークライフバランス確保等に取り組む事業所の認定制度創設 ○若者の就労能力向上や継続就業につながる資格取得支援や職住近接型の企業支援などを行う「若者・子育て世代雇用安定化基金(仮称)」の創設
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 〔※福祉・医療関係施策は国として制度化することも要検討〕	<ul style="list-style-type: none"> ○第3子以降の保育料を軽減・無償化(※保育園、幼稚園ともに実施。対象年齢、補助割合等により所要額は変動)、児童手当加算の割増し ○乳幼児、児童の医療費助成(対象年齢、自己負担割合等により所要額は変動) ○妊産婦医療費の助成 ○ひとり親家庭の医療費の助成 ○育児休業給付金の引上げ・上乘せ補助、休業期間の拡大 ○子育て関係の商品券・バウチャーの配布(対象児童や世帯、価額により金額は変動) ○高校生の教科書購入費や部活動費の支援 ○企業参加型の子育て世帯応援事業「子育てパスポート」の全国展開 ○国民健康保険料の子どもに係る均等割(被保険者人数割)を軽減する制度の創設
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ機能の維持や担い手確保・就業支援など、地域集落の維持・活性化の支援 ○小学校等を拠点に近隣の集落が連携し地域課題に取り組む「小さな拠点」への支援 ○地方鉄道、路線バスなど、生活交通や地域間交流基盤の維持・改善や利便性の向上等に係る経費の支援 ○3世代が同居あるいは近隣に居住する場合、住宅整備費用等に対して補助 ○総合的な空き家対策に関する法整備、中古住宅の長期有料住宅認定制度の確立、移住・定住促進のための空き家のリフォーム経費補助 ○超高速ブロードバンドやWi-Fiなど情報通信基盤の整備促進

Ⅱ 思い切った施策の展開と必要な財源の確保等(続き)

2 人口減少対策等に資する新たな税制措置

- 税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設などこれまでにない新たな仕組みが必要です。
- このため、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世代同居・近居の促進、子や孫への資産移転の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方、空き家対策など、今後、幅広く検討する必要があります。
- 特に以下の仕組みについては検討すべきです。
 - ・ 企業の地方移転を促進する仕組み
東京圏から地方へ本社等に移転等（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む。）した企業に対する国税・地方税の軽減制度など
 - ・ 子育て等に伴う経済的な負担を軽減する仕組み
現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、新たに結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」など

II 税制措置、制度改正事例

全国知事会調査

項目	内容
① 地方への新しいひとの流れをつくる	○地方への企業誘致等の支援 ・企業の地方への分散を促すため、地方での法人税負担を引き下げるなどの税制改正 (例)・本社等(一部含む)を移転した場合、法人関係税等を引き下げ(国税)、法人実効税率の引き下げ幅を東京より地方を大きくする ・地方における家族向け社宅整備企業への優遇税制の創設
	○地方への移住促進施策 ・二地域居住に対応した税制の抜本改正、セカンドハウス購入時の優遇税制の創設、通勤手当の支援、高速道路料金の減免など ・介護保険制度の「住所地特例」の要件緩和(施設入所に伴う住居変更に限定せず、元気な高齢者も対象とし移住促進を図る)
	○首都圏等に集中する国研究機関や大学、中枢機能の移転やバックアップ施設の整備等
	○地方大学の学校法人に対する税制上の優遇措置の創設
	○地方における新規企業立地や新設企業の税減免措置の創設、地方の中小企業に対する個人出資に係る所得控除
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	○高齢者から子・孫世代への所有資産の移転と再配分が促進される税制の創設
	○配偶者控除・扶養控除に代わる税額控除制度など、子育て世帯に有利な税制の創設
	○子育て支援に取り組む企業や市町村を応援する「子育て応援税」の創設
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る	○3世代が同居あるいは近隣に居住する場合の住宅関連税等の軽減制度を創設
	○地域再生を総合的に支援する「地方再生事業債」や「過疎予防対策事業債」(いずれも交付税措置あり)等の創設、既存制度の拡充
⑤ 地域と地域を連携する	○高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備促進
	○地方空港の利用圏域拡大のための施設整備、着陸料や公租公課等の軽減措置など
	○地方公共団体が連携協約を締結し形成する「地方創生圏(仮称)」など、地域間連携への財政措置創設

III 減収補てん措置の事例

項目	内容
① 地方への新しい人の流れをつくる	○企業の地方への分散を促すため、地方での法人税負担を引き下げるなどの税制改正本社等(一部含む)を移転した場合、地方法人税、固定資産税、不動産取得税などを引き下げ、減収分を補てん

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たたき台)

基本的な考え方

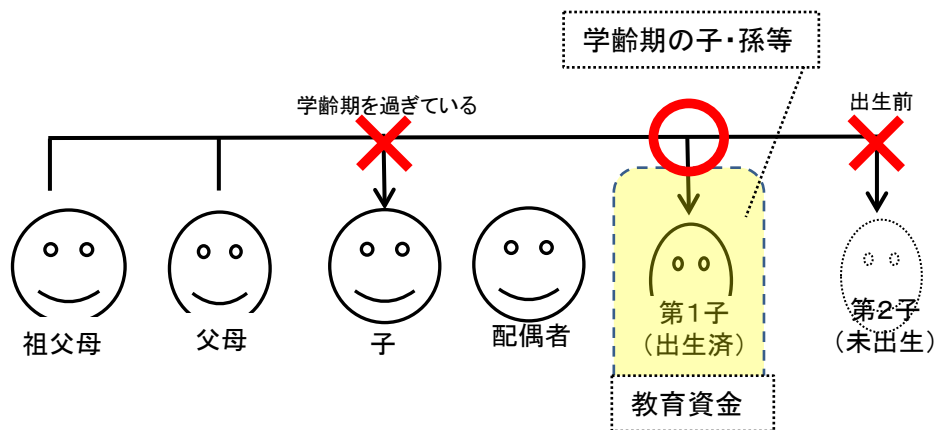
- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ

【試案】地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引下げ、地方税の課税免除措置

- 対象法人：東京圏から地方へ本社等を移転等した企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）
 - （案）・東京圏：まち・ひと・しごと創生法案を参考
 - ・本社機能の一部移転の認定要件 = 本社に勤務する従業員の5%以上が異動など
- 法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構造物・機械設備等について
 - ・国税（法人税等）の特別償却
 - ・地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支援非課税制度(仮称)」を創設(恒久制度)。
- 相続税について、課税ベースの拡大(基礎控除の引き下げ)により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現行】教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

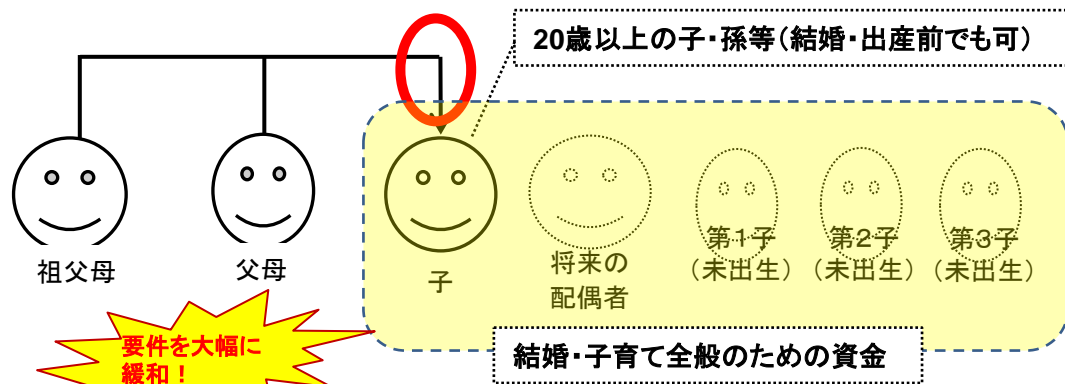


...贈与資金の対象

<現行制度の課題>

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度(H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る)
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支援非課税制度(仮称)」(イメージ)



<新制度の改正ポイント>

- ①対象要件の緩和
 - 20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
- ②手続きの簡素化
 - 結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
- ③対象資金の拡充
 - 対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充
 - 上限額(現行1,500万円)の引き上げを検討(※)

※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業(すべて国公立)まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化

Ⅱ 思い切った施策の展開と必要な財源の確保等(続き)

3 ふるさと納税の拡充

- ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果も期待されます。
- こうしたことから、控除額の上限の引上げや手続きの簡素化など制度の拡充について、住民税の持つ負担分任の性格を踏まえつつ検討すべきです。
- なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、制度本来の趣旨等を踏まえて、節度ある運用がなされるよう、そのあり方について検討する必要があります。

4 地域再生を総合的に支援する地方債の創設

- 人口減少対策など地域再生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべきです。